

第 2 号議案

労働基準法に基づく申請について

(案)

労働基準法に基づく申請等について、以下の通り対応を行う。

- 1 時間外労働・休日労働に関する協定届について
時間外労働・休日労働について、労働者代表と別紙 1 のとおり協定を締結し、3 月中に労働基準監督署に届出を行う。
- 2 一斉休憩適用除外に関する労使協定の締結について
広域運用センターの一部職員について、労働者代表と別紙 2 のとおり一斉休憩適用除外に関する協定を締結する。

以上